

川崎市都市計画審議会運営要領

平成 12 年 7 月 18 日
都市計画審議会決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、川崎市都市計画審議会条例施行規則（平成 12 年川崎市規則第 60 号）第 4 条の規定に基づき、川崎市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 会長は、審議会の会議を招集するときは、その 7 日前までに、議題、日時及び場所を各委員に通知するものとする。

(会長の任期)

第 3 条 会長の任期は、委員の任期とする。

(委員の代理)

第 4 条 川崎市都市計画審議会条例（平成 12 年川崎市条例第 26 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項第 3 号の委員は、事故により審議会に出席できない場合は、あらかじめ代理人を選任し、その旨を会長に届け出たときには、その代理人に職務を行わせることができる。

(臨時委員)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の臨時委員は、特別な事項の調査審議に関し、在籍する委員の専門分野以外の専門的な知識を要する場合に置くことができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことを市長に要請できるものとする。

3 臨時委員の人数は、5 人以内とする。

(会議の公開)

第 6 条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 2 号）第 5 条の規定に基づき、非公開にする旨を議決したときは、この限りでない。

(会議資料の提供)

第7条 会議を公開する場合は、会議資料（川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号）第7条第1項各号のいずれかに該当する情報を除く。）を閲覧に供し、その概要版を傍聴する者に配布するものとする。

(議事録)

第8条 会長は、審議会の会議について、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員2人がこれに署名するものとする。

2 第6条の規定により公開した会議の議事録（川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号）第7条第1項各号のいずれかに該当する情報を除く。）は、公開するものとする。

(小委員会)

第9条 会長は、次の場合に小委員会を置くことができる。

- (1) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に定める対象事業に関する環境影響評価を審議する場合など事前に専門的な審査を要する場合。
- (2) 新たに設置された制度などに対応するため、事前に審議案件の整理を要する場合。
- (3) その他会長が必要と認めた場合。

2 市長は、必要があると認めるときは、会長に小委員会を置くことを要請することができるものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成12年7月18日から施行する。